

## 主な平成27年度税制改正のあらまし (法人税関連)

2015年5月

日本実業出版社

### ◎法人税率の引下げ

法人税率が平成27年度(平成27年4月1日以後開始事業年度)から**23.9%**(これまでは25.5%)に引き下げられています。なお現在、資本金1億円以下の中小法人の法人税率は「年800万円以下の所得金額」については19%に軽減されており、さらに特例措置により15%とされています。この**特例措置(15%)**が平成28年度まで延長されました。

### ◎欠損金の繰越控除制度の見直し

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、控除限度額と繰越期間が見直されました。これまで所得金額の80%だった控除限度額は平成27年度より**所得金額の65%**に、平成29年度以降は**所得金額の50%**とされます。繰越期間については平成29年度より**10年**(現行9年)に延長されます。

なお、中小法人については、控除限度額はこれまでと変わらず**所得金額の100%**まで認められます。また、経営再建中の法人および新設法人については、所得金額の100%控除を認める特例が創設されました。

### ◎特定資産の買換え特例（9号買換え）の適用期限延長

10年を超えて継続保有している土地等を譲渡して、新たに事業用資産（買換え資産）を取得した場合に、譲渡した資産の譲渡益の80%について課税を繰延べできるという特例措置の適用期限が平成29年3月31日まで延長されました。

なお、買換え資産の対象から「機械装置およびコンテナ用の貨車」を除外する、「地域再生法の大都市等以外の地域から大都市等への買換え」の場合は課税が繰延べできる譲渡益の割合を75%にする、などの見直しも行なわれています。

### ◎所得拡大促進税制の要件の見直し

雇用者給与等支給額が一定割合以上増加するなどした場合に、増額分の10%（中小法人は20%）について税額控除できる制度について、その雇用者給与等支給増加割合の要件（これまでは2%）が見直されました。

- ・ 大法人…平成27年度：3%、平成28年度：4%、平成29年度：5%
- ・ 中小法人…平成27年度以降：3%

(No.3873<sup>26</sup>~<sup>28</sup>、No.4014<sup>17</sup>、No.4333<sup>13</sup>、No.4471<sup>8</sup>、No.4666<sup>10</sup><sup>11</sup>、No.4830<sup>1</sup><sup>2</sup>、No.4832<sup>3</sup>、No.4853<sup>1</sup><sup>2</sup>、No.4964<sup>1</sup><sup>2</sup>、No.5005<sup>2</sup>)